

## 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当について

### 【特別障害者手当】

- ・対象者：20歳以上で著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限有り)
- ・手当の額と支払い：月額 26,440円(2月、5月、8月、11月に支給)

### 【障害児福祉手当】

- ・対象者：20歳未満で重度障害があるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限有り)
- ・手当の額と支払い：月額 14,380円(2月、5月、8月、11月に支給)

### 【特別児童扶養手当】

- ・対象者：精神又は身体に障害を持った20歳未満の児童を養育する方へ支給されます。(所得制限有り)
- ・手当の額と支払い：手当額は、障害等級の1級(重度)、2級(中度)に規定されており、月を単位として支給されます。  
1級 … 月額 50,750円 2級 … 月額 33,800円  
(4月、8月、11月に支給)

- ・その他：毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

■次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童が児童福祉施設等へ入所している場合
- ②受給者などの前年の所得が所得制限を超える場合
- ③児童が障害を事由とする公的年金を受けている場合
- ④児童又は受給者が国内に住所を有しない場合

※申請に必要な書類、その他不明な点は、役場健康福祉課までお問い合わせください。

電話 54-2781 有線 31-5125、31-5126

## 全国一斉強化週間「こどもの人権110番」電話相談

子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、法務局人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、9月17日(月)から9月23日(日)までの7日間を、全国一斉強化週間として電話相談を行います。

学校内でのいじめや体罰、児童虐待など、学校生活や日常生活での悩みがありましたらお気軽にお電話下さい。子どもの人権専門委員が中心になって相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守されます。

- 【期 間】 平成19年9月17日(月)～9月23日(日)  
【時 間】 9月17日(月)～21日(金) 午前8時30分～午後7時  
9月22日(土)・23日(日) 午前10時～午後5時  
【電 話 番 号】 0120-007-110 (フリーダイヤル)  
【主 催】 松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会  
【お問い合わせ】 役場町民課 仁多庁舎 54-2510 / 有線 30-5102  
横田庁舎 52-2674 / 有線 20-4101